



平成30年10月17日

川口市保健所
生活衛生課

鯨肉製品の規格基準違反に係る行政処分を行いました

平成30年10月16日、名古屋市保健所から、川口市内の製造者が製造・販売した鯨肉製品について、大腸菌群が検出された旨の通報がありました。

これを受けて当市では、食品衛生法第54条第1項の規定に基づき、本日、製造者に対して当該鯨肉製品の回収及び廃棄を命じました。

なお、現在、今回違反のあった鯨肉製品についての健康被害に関する情報は寄せられておりません。

1. 違反食品

- (1) 名称：鯨ベーコン
- (2) 包装形態：発泡スチロール箱
- (3) 内容量：80g（合成樹脂製袋）×10パック入
- (4) 製造年月日：
- (5) 賞味期限：
- (6) 製造者：
- (7) 製造施設：川口市

2. 違反内容

- (1) 違反条項：食品衛生法第11条第2項
- (2) 検査結果：大腸菌群陽性（成分規格：大腸菌群陰性でなければならない。）

問い合わせ
電話048-266-5557（代表）
（受付時間）
平日の午前8時30分から午後5時15分